

ESD 活動支援センター（全国・地方）後援名義等使用承認規程

（目的）

第1条

この規程は、ESD 活動支援センター（以下「全国センター」）及び地方 ESD 活動支援センター（以下「地方センター」）の後援名義等の使用の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（後援の趣旨）

第2条

全国センター及び地方センターの後援名義は、ESD の推進に資すると認められる行催事等について、その実施に対し全国センター・地方センターが賛同することを表示するため、全国センターの承認に基づき、主催者等が当該行催事等の広報等に際して用いるものとする。

（承認基準）

第3条

全国センター及び地方センターの後援名義の使用は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に承認するものとする。

- (1) 行催事等の内容が、ESD の推進、普及又は啓発に寄与すること。
- (2) 行催事等の内容が、公序良俗に反するものではないこと。政治的もしくは宗教的な意図を主目的とするものではないこと。
- (3) 主催者等又は特定の参加者が行催事等の実施から直接利潤を得る等、営利を主たる目的としないこと。
- (4) 行催事等の収支計画が確実であること。
- (5) 暴力団その他法令に違反した活動を行っている団体の関与がないこと。

（申請手続き）

第4条

全国センター及び地方センターの後援名義の使用の承認申請は、対象行催事等に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に対象行催事等の概要及び広報等の計画に関する資料を添付して、全国センターに提出して行うものとする。

- (1) 主催者の住所、名称及び代表者氏名並びに行催事等の担当部署等の連絡先
- (2) 使用しようとする後援名義（全国センター及び／又は〇〇地方センター）
- (3) 後援名義の使用承認申請の目的
- (4) 行催事等の名称
- (5) 行催事等の期間（期日）及び開催場所

- (6) 後援名義の使用期間及び使用方法
- (7) 行催事等の収支計画
- (8) 対象行催事等の参加者又は対象者の属性及び参加見込者数
- (9) 入場料、参加料等の徴収の有無及び徴収額等
- (10) 共催者、後援者（予定を含む。）の名称
- (11) 第3条の承認基準がすべて満たされることの記載

2 承認申請は、原則として、後援名義の使用を希望する日（原則、広報開始日）の2週間前までに行うものとする。

（承認の条件）

第5条

後援名義の使用に関しては、主催者が次の事項を遵守することを承認の条件とする。

- (1) 後援名義の使用期間は、原則として承認の時から対象行催事等の終了の時までとすること。
- (2) 申請書に記載された前条第1項各号の事項に基づく実施計画により対象行催事等を実施することとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。
- (3) 対象行催事の終了後速やかにその実施結果（第4条各号を含む）を全国センターに報告すること。
- (4) 後援名義の表示は、対象行催事等が明確となるように、かつ、全国センター及び／又は地方センターが主催者である等の誤解を招くことのないように行うこと。
- (5) 後援名義の表示における全国センターの表記は、「ESD活動支援センター」、〇〇地方ESD活動支援センターという正式名称を用いること。

（承認の取消し）

第6条

全国センターは、次のいずれかに該当するときには、後援名義の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 第3条の承認基準に違反したとき。
- (3) 第5条第2号の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の行催事等の内容が第3条の承認基準を満たさなくなるとき。

（ロゴマークの使用について）

第7条

全国センター及び／又は地方センターが後援する場合においては、別途定めるESD活動

支援センター（全国・地方）ロゴマーク使用規程に基づき、後援名義を使用する全国センター及び／又は地方センターのロゴマークを使用することができる。

（後援名義以外の名義使用について）

第 8 条

後援以外の全国センター及び地方センターの共催、協力等の名義使用の決定又は承認にあたっては、全国センター及び地方センターにおいてそれぞれ必要な事務取扱を行うものとする。承認の判断にあたっては第 3 条の承認基準を援用することとする。

（環境省担当官との協議）

第 9 条

全国センターは、当規程に記述されていない項目に関する事等、本規程によりがたい事由が生じた場合、速やかに環境省担当官と協議し対応を検討することとする。

附則

この規定は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。